

地域医療構想策定ガイドライン（案）への意見

NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長 山口 育子

地域医療構想策定ガイドライン（案）について、地域医療構想に住民の声を反映させることが大切との議論を重ねてきました。基本的にガイドライン案は了解としますが、以下3点は住民参加を進めていく観点から表現変更、加筆をお認めいただきたく存じます。

P.7 2つ目の

「患者・住民の意見を聴くことが望ましい」では住民の意見が必ずしも反映されるとは言えない。この場面しか患者・住民の声を積極的に届ける機会がないので、「患者・住民の意見を聴く必要がある」にしていきたい。

更に、タウンミーティングやヒアリングとアンケート調査やパブリックコメントが並列表記だと必ずしも直接声を聞くことにならないため、優先順位をつけ、「都道府県においては、タウンミーティングやヒアリング等で患者・住民の意見を反映させ、さらに、アンケート調査やパブリックコメント等で意見の捕捉に努める手続を取ること」とし、どの都道府県においてもきちんと患者・住民の声を反映させていくガイドラインにしていきたい。

P.8 2つ目の

現段階で地域医療構想に関心を持っている住民は決して多くない現状を踏まえると、2025年に向けて策定された地域医療構想の住民への公表は大切な観点であり、あらゆる世代において広く普及させる必要がある。そこで、公表方法の工夫の前に「幅広い世代に行き渡る手段を用いて」を加筆し、「その際、住民に知ってもらうことが重要であることから、都道府県報やホームページによる公表や、プレスリリース等によりマスコミに周知するなど、幅広い世代に行き渡る手段を用いて公表方法を工夫することが必要である」としていただきたい。

P.41 イの2つ目の

協議の場に現段階として住民を加えることはできないとしても、専門部会やワーキンググループでは、必要に応じて住民の声を聞く必要は生じられると思われる。よって、医療の受け手の参加が必要な場合に声を聞くということが明確になるよう、「市町村等に加え、例えば」の後に「医療を受ける立場からの参加が求められる場合には住民を加えるなど」としていただきたい。

以上、よろしくお願い致します。